一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県大町市美麻字家ノ上四〇七二から四〇七四まで、字浦ノ沢四〇八四の一、字浦山四〇九一、字ツミノ沢四一一〇のイの一から四一一〇のイの三まで、四一一五の一、四一一五の二、字センゲンノ前中切一六五九八の二、字ゴウロフ一六六〇〇の二、字夏井戸上一六六六五、一六六六六の二、一六六六七の二、字夏井戸一六六六六の四、一六六六六の六、字田ナリ一六六六八、一六六六九、一六六七一、字上林一六六七三の二、一六六七七、一六六七九の二、字コウロフ口道下一六六七四、一六六七五、字センゲンノ下一六六七六のイ、一六六七六のロ、字桑ノ木二一二四一の二（国有林）、二一二四一の一、二一二四二のイ、字クツレ二一二六一のロの二、字坂二一二七四の二、二一二七五、二一二七六の二、三四九二二の一、三四九二四のロ、三四九二四の八、三四九二五のロ、字沢畑二一二七八、字吉原二一二七九の二（国有林）、二一二七九の一、字松ノ木田二一三一三、二一三一四の一、二一三一四の八、字横マクリ二一三四九、二一三五〇、字塩田二八一六六の三、二八一七三の二、字川向二八二三一の二・二八二三二の二（以上二筆国有林）、二八二一一の二、二八二一四の二、二八二一四の八、二八二一四の二、二八二一六の二、二八二一九の二、二八二二一のイ、二八二二一のロ、二八二二三の二、二八二二九、二八二三〇、二八二三一の一、二八二三一の二、二八二三二の一、字権現堂三四八一三の二、三四八一六の二、三四八一九の二、三四八二二の二、字向三四八二三の二、三四八二三のロ、字家浦三四八八二のロ、字浦三四八三の二、字大下三四八九一の四、字庭麻苧三四八九五の二、字芹田三四八九六の二、三四八九八のロ、字駒潰三四八九九のロ、三四九〇〇のロ、三四九〇二、三四九〇三の二、三四九〇四の二、三四九〇五の二、三四九〇五のロの一、三四九〇五のロの二、三四九〇五の八、字川道下三四九五一のロ
　字向三四八二三の二
2　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字家ノ上四〇七二から四〇七四まで、字浦ノ沢四〇八四の一、字浦山四〇九一、字ツミノ沢四一一〇のイの一から四一一〇のイの三まで、四一一五の一、四一一五の二、字センゲンノ前中切一六五九八の二、字ゴウロフ一六六〇〇の二、字夏井戸上一六六六五、一六六六六の二、一六六六六の四、一六六六六の六、字田ナリ一六六六八、一六六六九、一六六七一、字上林一六六七三の二、一六六七七、一六六七九の二、字コウロフ口道下一六六七四、一六六七五、字センゲンノ下一六六七六のイ、一六六七六のロ、字桑ノ木二一二四一の二（国有林）、二一二四一の一、二一二四二のイ、字クツレ二一二六一のロの二、字坂二一二七四の二、二一二七五、二一二七六の二、三四九二二の一、三四九二四のロ、三四九二四の八、三四九二五のロ、字沢畑二一二七八、字吉原二一二七九の二（国有林）、二一二七九の一、字松ノ木田二一三一三、二一三一四の一、二一三一四の八、字横マクリ二一三四九、二一三五〇、字塩田二八一六六の三、二八一七三の二、字川向二八二三一の二・二八二三二の二（以上二筆国有林）、二八二一一の二、二八二一四の二、二八二一四の八、二八二一九の二、二八二二一のイ、二八二二一のロ、二八二二三の二、二八二二九、二八二三〇、二八二三一の一、二八二三一の二、二八二三二の一
3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十八年一月五日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　北海道河東郡士幌町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十八年一月五日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　山形県村山市・東根市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　村山市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十八年一月五日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一)　山形県西村山郡河北町・西川町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十八年一月五日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岩手県西磐井郡平泉町平泉字窟一二五の一、一二五の四から一二五の六まで、一二六の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養